

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 新日本空調株式会社  
代表者名 代表取締役社長 夏井 博史  
コード番号 1952 (東証 第1部)  
問合せ先 総務部 (TEL 03-3639-2700)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業拡大に備え、第 2 条の事業目的を一部変更するものであります。
- (2) 取締役の経営体制ならびに監督機能の一層の強化を図るため、第 19 条の取締役の員数を 10 名以内から 12 名以内に変更するものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに当社と業務執行を行わない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、第 29 条(取締役の責任免除)および第 38 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。  
なお、第 29 条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 19 日(金)
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 19 日(金)

以 上

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1.～5. (条文記載省略) 6. <u>建築物および特殊建築物ならびに工作物の設計、監理ならびに工事請負</u> 7.～10. (条文記載省略)</p> <p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第 29 条～第 36 条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第 37 条～第 42 条 (条文記載省略)</p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1.～5. (現行どおり) 6. <u>建築および土木工事の設計、監理ならびに工事請負</u> 7.～10. (現行どおり)</p> <p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または使用人である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 30 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 38 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 39 条～第 44 条 (現行どおり)</p>